

練馬区告示第317号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定による道路の指定をつぎのとおりしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定に基づく公告としての告示をする。

なお、関係図書は、建築・開発担当部建築審査課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月19日

練馬区長 吉田 健一

1 指定に係る道路の種類

法第42条第1項第4号の規定による道路の指定に係る道路

2 指定の年月日

令和8年6月11日

3 指定の番号

第7号

4 指定に係る道路の位置

上石神井四丁目488番12、同番13、同番34、同番35、同番36、同番38、489番4、同番6、同番8、同番9、同番10、同番11、490番26、527番10、同番12、同番13、532番8、同番14、同番15および534番1ならびに488番9、同番10、同番15、494番1、同番2、同番3、495番、527番1、同番7、同番8、同番9、534番2、同番5および無地番の各一部

5 指定に係る道路の幅員および延長等

(1) 幅員 22.00メートル

(2) 延長 142.07メートル

(3) 道路面積 3,187.53平方メートル